

## 通 関 業 の 許 可 の 承 継 に つ い て

標記のことについて、通関業法第11条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり通関業の許可の承継を承認したので同条第7項の規定により公告する。

### 記

- 1 承継を受ける者の氏名又は名称及び所在地

名鉄ワールドトランスポート株式会社  
東京都中央区日本橋室町1-6-3

- 2 承認前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び所在地

名鉄観光サービス株式会社  
愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 (法人番号: 4180001033060)

- 3 承継を受ける通関業の許可に係る営業所の名称及び所在地

成田クリアランスセンター  
千葉県山武郡芝山町岩山148-14  
成田空港営業所  
千葉県成田市駒井野字台ノ田2091  
成田国際空港第2貨物代理店ビル318号室  
東京海貨クリアランスセンター  
東京都港区三田3-14-10 三田3丁目MTビル10階  
名古屋国際貨物支店中部空港クリアランスセンター  
愛知県常滑市セントレア3-16-6  
名古屋国際貨物支店名古屋海貨クリアランスセンター  
愛知県名古屋市中区錦2-12-14 MANHYO第一ビル4階  
大阪南港オペレーションセンター  
大阪府大阪市住之江区南港東4-10-27  
関西空港営業所  
大阪府泉南市泉州空港南1 第1国際貨物代理店ビル204号

- 4 承継年月日

令和4年4月1日

- 5 許可条件

なし

令和4年3月22日

東京税関長 諏訪園 健司